

浜長保険センター安全だより

令和4年3月29日

浜長保険センター 第64号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



お彼岸も過ぎ、野山は若草色に染まり、桜だよりも各地で聞かれるようになりました。春とともに皆様に幸せが訪れますようお祈り申し上げます。季節の変わり目ですので、体調には気をつけて頂きますようお祈りします。



社会情勢・交通情勢、国民の意識変化と共に交通関係のルールも改正されます。

最近、新聞に掲載された次の項目

- 1 安全運転管理者の業務拡大
- 2 電動キックボードの法的規制の緩和

について、その概要をまとめましたので、その一部を紹介します。



1 安全運転管理者の業務拡大について

問 安全運転管理者とは

答 運送会社では、ドライバーの健康状態等の把握や安全指導など安全の確立に中心的役割を果たしている運行管理者が選任されています。会社・事業所等では、社有車の運転に際して事故防止に取り組む中心となる「安全運転管理者」が選任されています。

安全運転管理者の選任(道路交通法施行規則第9条の8)

問 安全運転管理者の業務が拡大された内容は、どんなことか?

答 令和4年4月1日から、社員が社有車を運転する前後に目視等で酒気帯びの有無を確認し、その有無を記録して1年間保存すること。また、令和4年10月1日から、運転者の酒気帯びの有無の確認のため、アルコール検知器を使うなどのことが法律で義務化されました。

問 安全運転管理者を選任しなければならない事業所は?

答 乗車定員が11人の自動車1台、その他の自動車は5台以上を使用している事業所です。

自動二輪車(原付を除く)は、1台0.5台として計算します。この社有車がある会社・事業所は、安全運転管理者を選任しなければなりません。(市役所等を含め、建設会社、訪問看護ステーション等) 詳しいことは、警察署の交通課でお尋ねください。



2 電動キックボードに関する交通ルールと検討中の緩和内容

2022年3月、電動キックボードの規制緩和に関し、テレビや新聞報道がありました。これは改正することを閣議決定されましたが、改正が決定したのではなく緩和内容は検討中であり、

問 今後、改正されると、どのように規制が緩和されるのか?

答 現在、電動キックボードは、原付に該当し、①運転免許証の携帯 ②ヘルメットの着用義務

③自賠償保険の加入 ④ミラーやライトなどの保安部品取付け ⑤2段階右折 ⑥歩道の走行禁止ですが、速度15キロ以下などのボードは、小型低速車という新しい区分に分類され、ア 16歳以上であれば、免許不要(速度15キロ以下) イ ヘルメットの任意着用

ウ 時速6キロ程度、電動車椅子程度の大きさなど特定の条件の下で歩道や路側帯も通行可

エ 違反者は交通反則通告制度(青切符・反則金)の対象

など実質、現行法より緩和され、歩行者より早く、原付より遅い、ほぼ自転車扱いの感覚となります。

利用者が増加し、リスクも伴いますが、免許証を返納した高齢者の移動手段、公共交通手段がない地方での日常生活支援、障害者の交通手段、満員電車・交通渋滞の軽減など社会的なメリットがあります。

身近な乗り物であり、今後の改正内容が注目されます。



～ まあいいか その曖昧さ 手抜きが事故招く 基本動作に事故は無し ～